

健康管理

1 保健について

- *内科検診:年2回(5月・10月) *体位測定(身長・体重) :毎月1回(月末頃) *歯科検診:年1回(5月)
*視力検査(就学児のみ) :年1回 *尿 検 査:年1回(5月) *フッ化物洗口(4・5歳児):週2回(火・木曜日)

病気やケガ、その他健康上無理な登園は、集団生活を送る中でお子さんや他のお子さんへ負担がかかります。毎朝、お子さんの健康状態を確かめ、具合の悪い場合には登園を見合わせたり、早めの治療に臨むことも大切です。特に新入園児のお子さんは、免疫がつづくまで熱を出したり病氣にも感染しやすく、保護者の方も大変かと思います。両親とも仕事を休めない……という時のために、預け先を考えておきましょう。例えば祖父母や親戚・病児保育登録等、良き協力者を探しておく事も大切です。

2 病気について

- (1)検温
- *登園前には、毎朝、お子さんも保護者の方もご家庭で体温を測ってください。
 - *登園時、発熱・嘔吐・下痢などの症状があった場合は原則として休ませてください。
前日体調不良等で欠席または早退をされた際には、お子さんが普段と変わりなく集団生活ができるかどうか、保護者の方がよくお子さんの様子をみて判断ください。
- (2)発熱等
- *保育園で具合が悪くなった時(37・5度以上の発熱、下痢、嘔吐、頭痛、腹痛、咳上げや咳込み等、普段と様子が異なる時・ケガをした時等)は連絡しますので、連絡先を必ず明確にしておいてください。
 - *37.5度以上の発熱、風邪症状の体調不良時は登園をさせずに、ご自宅での療養をお願いいたします。
 - *解熱後に登園させる際には、通常通り食事ができるか、顔色は悪くないか等、保護者の方がよく確認されてから、集団生活に入るようお願いいたします。登園されても体調が優れない、また普段と様子が異なる際には必要に応じ、お子様の状況報告等のご連絡をいたしますのでご理解ご協力をお願いいたします。
- (3)その他
- *ひきつけ・関接脱臼・アレルギー体質・心臓病・小児喘息・食物アレルギー等、日常生活において注意、配慮を必要とする事があればお知らせください。
- (4)予防接種
- *予防接種はお子さまの健康状態をみながら、計画的に受けましょう。接種後は、発熱などの症状が出る場合もありますので、登園は控えてください。(予防接種後のお預かりは、できません。)体調の変化に注意しましょう。

3 感染症について

- ☆ 感染性疾患の症状がみられた場合は、必ず病院で診察を受けてください。診断が出た際には登園許可書を提出していただき、その後の登園となります。
- ☆ 登園許可書・薬の依頼書は別紙参照



4 薬の依頼について

- ☆ 看護師がいない為、薬は基本預かることはできませんが、下記については可能ですので医師から指示があった際には園に伝えてください(飲み薬・塗薬)。「薬の依頼書」に記入し、受診時の処方箋も薬と一緒に提出ください。飲み薬が粉薬ではなく、シロップの際には一回分の分量のみ持参してください。

・溶連菌感染症 ・花粉症(点眼) ・アトピー性皮膚炎 ・おむつかぶれ

食物アレルギーをもつお子さまの園での対応について

アトピー性皮膚炎などのお子さまが増えており、その原因として食物アレルギーと診断され、食事制限の必要なお子さまも増えています。

園では、一人ひとりの子どもの心と体のすこやかな発達を保障することを目指しており、食物アレルギーに対し可能な範囲での集団給食の取り組みを進めて行きます。

代替食・除去食については、家庭が主で保育園はそれに協力する立場です。園での給食のみでは限界もありますので、家庭と園とがよく話し合って対応の統一を図り、無理のない方法を進めていきたいと思います。



具体的な対応の方法

1. 食物アレルギー児に対する食事制限は、専門家の診断および指示に基づいて行います。専門医療機関を受診して、診断を受けたら必ず所定の診断書・指示書に医師の記入・捺印をしてもらい、園に提出をしてください。
2. 医師の指示のもとで経過観察をして定期的に検査を受け、原則として一年ごとに新しい指示書を園に提出してください。
3. アレルギー児への食事は、集団給食において可能な範囲で取り組み、代替もしくは除去を基本とします。
4. 家庭と園の取り組みの統一を図るためにも、園児の健康状態・献立・調理方法について、必要に応じて保護者と話し合いを持ちます。
5. 症状が軽減したら、主治医の指示を受けながら食材制限の解除を進めていきます。解除については、まず家庭で行い、その結果を確認した上で園で食べるようになります。

※医師記入の除去解除申請書を提出いただいた後、普通食への移行となります。

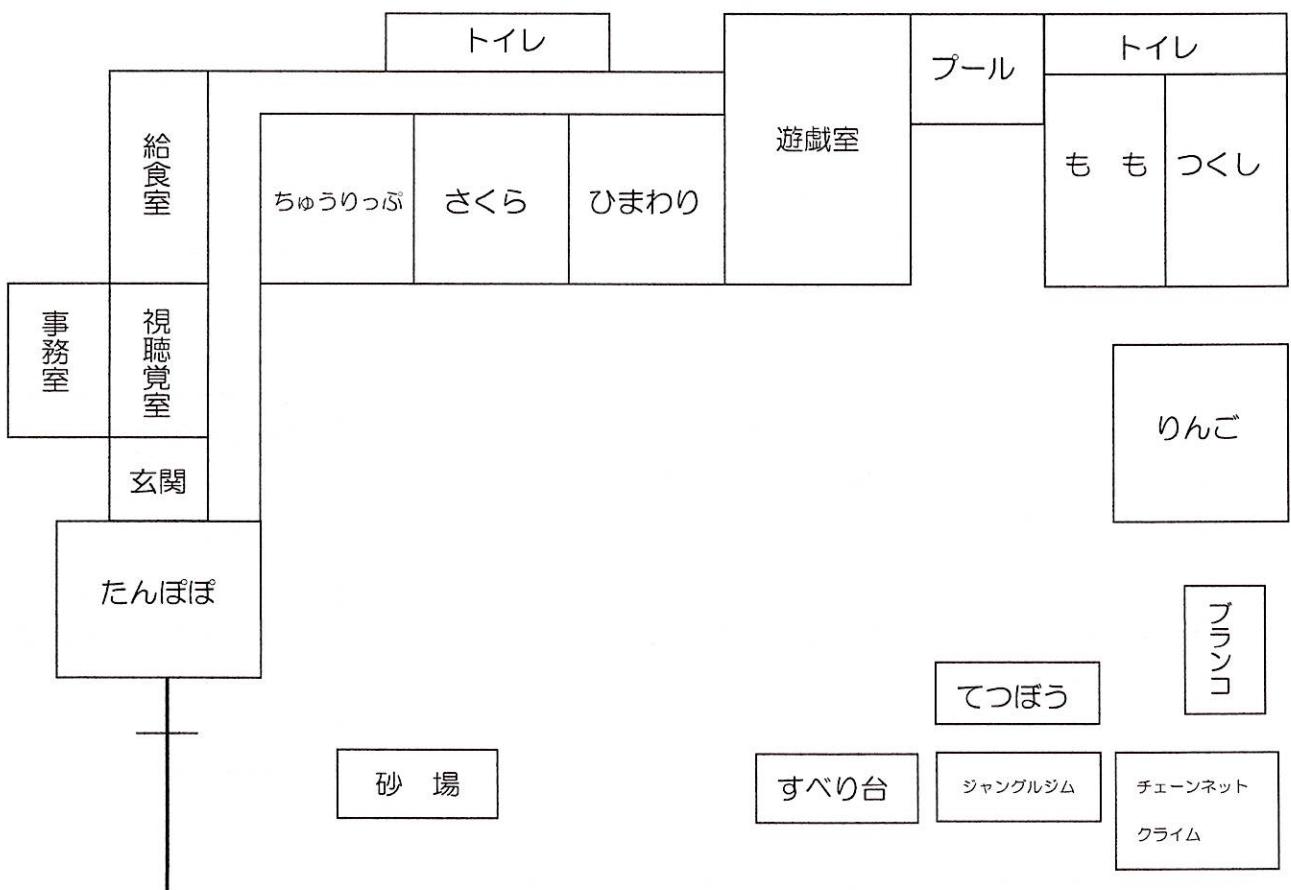
6. 家庭で変わった様子が見られた場合、その状況を園に知らせてください。
 7. 必要がある場合には、園からも主治医に対して問い合わせをすることがあります。
 8. 除去食を実際にを行うとき、園でも出来る限り注意をいたしますが、最近の食材は種類も多く複雑なものもあり、原材料のすべてを把握することが難しくなっています。保育園という集団生活の中で、お子さまの行動を常に把握することは難しく、誤食(思わずお友だちの食べ物を食べてしまう)などの思いがけない事態が生ずる恐れもあります。さらに保育園は医療機関ではないため、ショック症状などへの医療行為が出来ません。急を要する事態が起きたとき、保護者に直ちに連絡しお迎えに来ていただくか、緊急の場合は救急車を要請し、医療施設に搬送することが園にできる最善の方法と考えております。
- 子どもたちの健やかな成長を願い、共に育て・育つ立場から、緊密に連絡を取り合い協力していきましょう。

※保育士・調理師配置数により、アレルギーを持つお子様は、土曜保育をお受けできません。

ご理解ご協力を願い致します。



施設平面図



駐車場のご案内

●園舎前駐車場及びA駐車場をご利用下さい。
道路には絶対に止めないで下さい。



災害時避難場所と引渡しのお知らせ

自然災害はいつ起こるかわかりません。実際に起きた時に子どもたちの安全を最優先し、よりスムーズに安全確保ができるよう、私たちは日頃から防災対策をし、子どもたちの命を守ることを心がけています。誘導の方法、連絡体制をマニュアル化し全職員が共通理解するようにしています。

- * 避難訓練の実施を様々なケースを想定し毎月全園児で行う
- * 災害の種類や起きた場所によって避難方法が変わる
- * 避難場所を決めておく
- * 集合場所での人数確認
- * 子供には災害と地震・防犯の場合の避難方法の違いを教える
- * 「お・は・し・も・な」の約束事を子供達に伝える
- * 消防署と連携し年1度総合防災訓練を実施する

「お・は・し
も・な」の約束事
お・・押さない
は・・走らない
し・・しゃべらない
も・・もどらない
な・・ならぶ

災害発生時には (保護者の皆様にお願い)

不足な事態は起きないことが望ましいのですが、もし、火事や自然災害が起きた場合はすみやかに保護者の方々に引渡ししたいので、避難場所を事前にお知らせいたします。場所は下記のとおりです。

尚、園から連絡をいたしますが、不通になることも想定されますので、直ぐにお迎えに来てください。お迎えの際には、必ず担当職員にお子さんの名前を報告してからお帰りください。

